

令和8年度 収穫調査業務委託(餅ヶ瀬地区)【R7明許】

仕 様 書

この収穫調査委託業務については、収穫調査委託契約約款に定めるもののほか、関東森林管理局収穫調査規程・取扱細則、収穫調査委託標準仕様書及び特記仕様書に基づき履行するものとする。

特 記 仕 様 書

1. 獣害対策の保護資材実施箇所について

獣害対策（リンロンテープ等）の保護資材実施箇所について、資材名と標準地調査の際に、対策済み立木の調査をし野帳に記載すること。また、復命書の表紙に「獣害対策有り」と記載すること。

2. 国有林野の貸付地或いは民有地を使用する場合について

- (1) 調査箇所周辺等には、国有林野を第三者に貸し付けている国有地や民有地が所在している場合もあり、調査実行上、それらの土地の使用が必要となる場合は、事前に請負者責任において当該土地権限者等の承諾等を得ること。
- (2) 調査実行にあたり、地元住民や土地権限者等と十分な意志疎通を図るとともに、事故・紛争等が生じないよう努めること。

3. 放射線障害防止措置について

請負者は、「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壤等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（平成23年厚生労働省令第152号）に基づき、特定線量下業務従事者に対し適切に放射線障害防止措置を講じなければならない。

4. C S F（豚熱）への対応について

C S F（豚熱）の感染拡大防止のため、栃木県におけるC S F対策を熟知して適切な対応に努めること。

5. 調査報告書の提出について

乙は、標準仕様書調査仕様書第6に定める調査結果報告書の提出にあたり、電子データで納品すること。ファイル形式については監督職員の指示を受けること。

なお、納品するデータは提出前に、信頼できるウイルス対策ソフトにより、その時点で最新のパターンファイルを用いてウイルスチェックを行わなければならない。